

#### ※別紙 4

##### 「第三者提供を受ける際の確認、記録及び保存」

第三者から個人データの提供を受けるに際しては、本規程第 26 条（第三者提供を受ける際の確認等）第 1 項の規定により次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

（本規程第 23 条（第三者提供の制限）第 1 項各号に該当する場合又は同条第 6 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
  - 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項第 1 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。
  - 3 前項第 2 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。
  - 4 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認についてこの別紙第 5 項ないし第 7 項に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係るこの別紙第 1 項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。
  - 5 本規程第 26 条（第三者提供を受ける際の確認等）第 3 項の規定による当該記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。
  - 6 当該記録は、第三者から個人データの提供を受けたつど、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（本規程第 23 条（第三者提供の制限）第 2 項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
  - 7 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面にこの別紙第 8 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって本規程第 26 条（第三者提供を受ける際の確認等）第 3 項の当該事項に関する記録に代えることができる。
  - 8 本規程第 26 条（第三者提供を受ける際の確認等）第 3 項の規定により記録する内容は次に掲げるとおりとする。
    - 一 本規程第 23 条（第三者提供の制限）第 2 項の規定による個人データの提供を受けた場合次の列記に掲げる事項
      - (1)個人データの提供を受けた年月日
      - (2)本規程第 26 条（第三者提供を受ける際の確認等）第 1 項に掲げる事項  
（この別紙第 1 項各号で定める事項）

- (一 当該第三者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあつては、その代表者（法人でない  
団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名  
二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯）
  - (3)当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
  - (4)当該個人データの項目
  - (5)法 23 条（第三者提供の制限）第 4 項の規定（個人情報保護委員会による届け出に係る事項  
の公表）により公表されている旨
- 二 本規程第 23 条（第三者提供の制限）第 1 項の規定による個人データの提供を受けた場合  
次の列記事項(1)及び(2)に掲げる事項
- (1)本規程第 23 条（第三者提供の制限）第 1 項の同意を得ている旨
  - (2)前号の列記中(2)から(4)までに掲げる事項
    - ((2)にあつては、この別紙第 1 項各号で定める事項：
      - (一 当該第三者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあつては、その代表者（法人でない  
団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名  
二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯）
- 三 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合  
この別紙第 1 号列記中(2)から(4)までに掲げる事項
- ((2)にあつては、この別紙第 1 項各号で定める事項：
    - (一 当該第三者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあつては、その代表者（法人でない  
団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名  
二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯）
- 9 前項各号に定める事項のうち、すでにこの別紙第 5 項から第 7 項に規定する方法により作成した  
本規程第 26 条（第三者提供を受ける際の確認等）第 3 項の記録（当該記録を保存している場合  
におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を  
省略することができる。
- 10 第三者から個人データの提供を受けたときに作成した記録は、次に掲げる場合の区分に応じて、  
それぞれ当該各号に定める期間保存するものとする。
- 一 この別紙第 7 項に規定する方法により記録を作成した場合  
最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 1 年を経過するまでの間
  - 二 この別紙第 6 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合  
最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 3 年を経過する日までの間
  - 三 前二号以外の場合 3 年